

『音頭口説』風聞抄

成田 守

この十数年、諸国で歌われてきた盆踊りの口説であったが、近年はほとんど耳にすることもなくなり、記録として残されるのが多くなったようである。昭和三十八年頃から、盆の口説を耳にし、記録を調らべてメモしたものも手元に増えてきた。

本稿はその一部である。

一、明石騒動

豊前小倉藩士の小島礼重が、文化四年（一八〇七）から嘉永三年（一八五〇）頃にかけての見聞を記した『鶉の真似』（豊前叢書刊行会『豊前叢書』8・昭39）に次のような話を載せている。

明石侯御道中二人切捨の御家格の由、年月不詳。遠州辺の由、或所にて、六つ七つ位小児道を切りける。直様、御歩行追掛り参り候処、母親は洗濯して居けるが、誠に

小児の儀故、御慈悲に御助下るべくと詫けるが、小児故見逃し帰り候処、又々、御歩行壱人來り、小児とて御家格を破り、貴様一存にて見逃し申されし事、何分の儀やと申掛けられ、余儀無く小児を打果しける。右男親は、元尾州の御家老の子にて、不埒にて、右女を連れ出奔、此処に在り着き、獵師にて暮しける。早速其所より、右の次第、鹿狩の山え申し遣はしければ、立帰り、秋傷の内にも、是迄の御約束事にて候俣、致方も無之と、至極あきらめよく、取片付様世話しける。其夜、狩師仲間へ頼けるは、大名にても余り成る仕方、小児を右の通りに殺され候段、無念千万、依之、今晚一命を捨て、敵を討つ存念なり、何を云ても一人也、何卒力を添え給ふ様、涙と共に頼ける。何れも同心、翌朝未明、宜所を見立、松原の小蔭にて有し、明石侯の御駕廻りを目当て、鉄砲十七挺并べ打込ける故、明石侯并に御駕廻り九人即死な

り。其外は皆々驚き逃散ける。右男親は則、御駕に行き御死去を見届、夫より其俣、江戸表え出、ケ様くの次第にて討取候間、御仕置仰付下され様述べれば、夫にて、明石侯断絶に相成候間、其男は、早々に追ひ帰され、明石侯は道中より御大切の御客躰にて、病死に相成候由、恐しき事也。

御道中など心得べき事なり。

というものである。『明石騒動』はこうした風聞を基にして出来上がった作品であろうと思われるが、『鶴の真似』は明石侯という仁が何時の誰であったのかを記していない。極めて不名誉なことであるだけに、氏名を伏せたものであるうが、それでいて、明石侯というだけで当時の人々にはよく知られた事件であったものと思われる。

『明石騒動』と称して音頭口説に歌われているものには「小菊殺し」と「佐五平殺し」の二篇があり、この二篇が『明石騒動』として一に集約されていた可能性もあり、それぞれ一篇ずつの作品と考えないでよかろう。「小菊殺し」が大分県海部郡蒲江町・福岡県宗像郡玄海町・愛媛県北宇和郡三間町・同津島町・同南宇和郡一本松町・同内海町・同西宇和郡三瓶町・新潟県阿賀北瞽女、「佐五平殺し」が大分県南海部郡蒲江町である。この作品は大分県南海部郡・愛媛県宇和郡と豊後水道を間にして伝えられているので、港津の往来の盛んだった近隣の地にも伝えられているのかも知れない

が、確認されない。瀬戸内ではやはり遠慮があったものであろうか。新潟県阿賀北地方（刈羽）の瞽女唄に「祭文 明石御前」と称するのが歌われているので、かつてはよく知られていた作品であったのかも知れない。

『化政度京阪化討狂言集』（日本戯曲全集第19巻・昭3・春陽堂）所収の『敵討浦朝霧』（五幕）の解説（渥美清太郎氏）によると、「明石の殿様、松平兵部大輔斎宣が切捨て御免といふ暴君振りを發揮し、狛夫源内に狙撃されたのは、文化元年六月にあった事で、それを材料としてこの狂言が出来たのであるが、別に那智山の女順礼殺しも当時あった事実を書き込んだと云はれる。作者は奈可晴助で、文化十二年九月の大坂中座が初演である」という。『敵討浦朝霧』の三つ目（箱根山の場）で、伝内の妻ふさが、息子の常松をつれて大名行列を見物に行く途中に雲生寺の和尚に会い、「播磨の網干の殿様が、夜前三島泊りで、今朝この箱根を、お通りなさるゝ。今度の参勤は、美々しい事ぢやとの噂を、坊が聞きまして、その殿様の行列が見たいと、夜前からせがむによって、それで只今、連れて参りました」云々とあり、雪の中を鳩を追った常松が、行列を横切り、敵役の唐橋大弼に斬首されるという筋立てになっている。明石の殿様が網干の殿様にされているのも作爲的だが、文化十三年（一八一五）以前に京坂では知られた話があってこそ台本に取り込まれていったものであろう。

また、新田次郎氏に『からかご大名』（『梅雨將軍信長』所収・昭39・新潮社）があるが、これでは明石城主松平直明あきらのこととしている。新田氏がどの史料によったのか不明だが、警女唄の筋立てに近かい。『徳川実紀』巻四十四「常憲院殿実紀」の元禄十四年（一七〇一）十月廿五日の条に、松平直明致仕の記事がある。

播磨国明石城主松平若狭守直明致仕をゆるされ。その子左兵衛佐直常に原封六万石を襲せらる。この直明は故但馬守直守が子にて。寛文七年五月廿八日はじめて見参し。九年十二月廿五日叙爵して若狭守と称し。延宝三年十二月廿六日四品し。六年八月廿一日家つぎ。天和二年三月十六日一万石くはへられ。越前の大野より今の城下につり六万石を領し。けふ仕をかへし。享保六年四月廿一日身まかりぬ。齡六十六なり。

とある。直明は家康の二男結城秀康を祖とする越前松平氏の出身である。父の直守（直良とも）は秀康の七男で越前木本二万五千石から同国勝山三万石を経て大野五万石を領し、直明がこれを継いで明石に転封したことになる。直明が明石城主になったのは二十七歳頃のことであり、新田氏のいうように小菊殺しがあつて隠居するまでには十九年もの月日がたつてしまっていることになるし、箱根での横死ということも別伝ということになる。

二、国定忠次

昭和九年に佐藤惣之助が作詞し竹岡信幸が作曲、東海林太郎が歌つて大ヒットした松竹映画「浅太郎赤城の唄」の主題歌が『赤城の子守唄』の「泣くなよしく／＼ ねんねしな」である。昭和十四年には矢島龍児作詞・菊地博作曲で『名月赤城山』の「男ごころに 男がほれて」であつた。この頃国定忠治物が映画や劇場で流行したこともあるようだが、八木節で忠治を歌つたことにもよるようだ。

群馬県吾妻郡中之条町の郷土資料館で国定忠治の人相書のコピーを見た。原物は同郡東村の佐藤某氏の所蔵という。忠治は犯罪人であつたと再確認したのである。

国定村

無宿

忠治郎

当寅三拾才余

一、□中丈殊之外太ル方

一、顔丸く鼻筋通

一、色白キ方

一、髪大たふさ

一、眉毛こく其外常躰

角力取共相見申候

とあつた。「当寅」とあることからこの手配書は天保元年

か天保十三年かになる。そして国定忠治こと長岡忠治郎は嘉永三（一八五〇）戌年の十一月に刑死している。戒名は長岡院法誉花楽居士であると、刑場跡の碑には出ていた。

忠治の仕置については、『古事類苑』法律部四十八下編下博奔の条に、「徳川禁令考後聚」三十行刑条例から引いたという「国定村無宿忠次郎御仕置之事」を載せている。

嘉永三戌年十一月

国定村無宿忠治郎、品々悪事いたし候一件、吟味仕候趣申上候書付

池田播磨守

国定村無宿忠次郎儀、長脇差を帯、合口等を所持、子分_ニのもの共をも引連行、品々悪事いたし候趣相聞、去ル卯年、水野越前守殿御勤中、召捕方之儀御沙汰之趣も有_レ之、兼而関東在々為_ニ取締_一差出候御代官手付手代共_江厳重手配申渡置候_ニ付、関内立廻り候節、右出役共_ニおゐても、精々穿鑿仕候得共、是迄同類又_ハ、子分_ニのもの共而巳召捕、忠治郎_ハ、其時々関外_江逃去、一_ニ行衛不_ニ相知_一候_ニ付、猶探索罷在候処、上州田部井村宇右衛門方_ニ立隠罷在候趣を以、今般御代官青山録平、勝田次郎、竹垣三右衛門、林部善太左衛門手付手代共、右宇右衛門一同召捕差出候_ニ付、右_ニ引合候もの其之内、重立候分_ハ、猶夫々為_ニ召捕_一、其余差紙を以呼出、一同打合、吟味仕候趣、左_ニ申上候_一、

戌十月十九日入牢

国定村無宿

忠次郎

戌四十一歳

此忠次郎儀、無宿之身分_ニ而、長脇差を帯、又_ハ、合口等所持、博徒共を数多子分_ニいたし、上州田部井村たつ宅、其外最寄国々所々、野田山林等、又_ハ、右村宇右衛門申合、溜井浚_ニ事寄、横行_ニ小屋場取立、同類多人数手合_ニいたし、筒取貸元_ニ成、簍博奔相催、元居村清五郎、無宿安五郎等_江、代貸元をも為_レ致、其節々てら、口之子、或_ハ、上_デ銭と名付、金銭受取、其上博奔渡世、頭取或_ハ、差配と唱、此もの_江無沙汰_ニ博徒共寄合、博奔相催候節は、長脇差を帯踏込、其場_ニ有_レ之金銭奪取、安五郎_江、右差配差免、所持之こま札_一通呉遣、又_ハ、無宿佐与松儀、手目博奔いたし、村々百姓共を欺、多分之金銭掠取候及_レ承、博奔渡世風儀_ニ拘り候杯申聞、首代と名付、金子為_ニ差出_一、殊_ニ子分之内無宿文蔵儀、博奔賭銭取引之儀_ニ付、無宿伊三郎と口論之上、打擲_ニ逢、残念之由咄聞候を承り、子分_ニのもの右様打擲受候を打捨置候は_ゞ、伊三郎之強氣_ニ臆し候杯、他之嘲を受候も口惜敷儀と心得、右憤りを可_レ為_レ晴と、文蔵_江助力および、同国境村地内おゐて同人俱々伊三郎を及_ニ殺害_一、追而右文蔵儀関東取締出役_ニのもの_ニ被_ニ召捕_一候節、文蔵を可_ニ取房_一と

多人數申合、得物等携、右出役旅宿同国木崎宿近辺、三ツ木迄押参り、又、右田部井村又八宅借受、同類其外呼集、博奔相催候砌、兼而此もの兄弟之契約いたし置候、無宿浅次郎、并同人子分之物共不相越、不審之儀と存居候折柄、取締出役為ニ捕方ニ立越候趣、右宇右衛門為ニ知越候ニ驚、逃去候得共、其節右浅次郎伯父、同国八寸村勘助儀、右出役道案内ニ成罷越候由、追而承込、右、浅次郎及ニ變心、勘助内通いたし候より、同人差口ニ而、右体手配相成候儀と相疑ひ、浅次郎を呼寄、右次第を以相咎、其分ニ難差置、若存命罷在度存候は、勘助首級を携参、申扱可致杯、強勢ニ申掛候故、浅次郎儀終ニ伯父勘助を及ニ殺害候仕儀ニ相成、剩無宿長兵衛儀、信州路ニおゐて、同国中野村、忠兵衛倅原七ニ被レ及ニ殺害候趣承込、仇討可致と子分之物共数多引連、鎗鉄砲等携押参候砌、右道筋大戸御関所有レ之、往来差支候趣、右御関所を除山越いたし候段不恐ニ公儀いたし方、殊右体品々及ニ悪事候身分、召捕方探索可遁ため、取締出役道案内等心得居候もの共金子相送、追而病氣付、右宇右衛門方江罷越養生中、兼而密通いたし居候、同国五日牛村、仲右衛門養母とく、其外妾同様ニいたし置候まぢを呼寄、看病為レ致、立隠れ罷在候始末、旁重々不届至極ニ付、上州大戸御関所近辺ニおゐて、磔可申付候哉。

但上州大戸村其外悪事之村々、科書捨札為レ建候様可仕候。

御仕置之儀

国定村無宿

忠次郎

右久蔵俱々伊三郎を及ニ殺害、又は文蔵召捕相成候砌、同人を可取戻と、取締出役旅宿近辺迄押参り、或、佐与松より首代と唱金子為ニ差出、其外博奔等いたし候儀も有レ之候得共、浅次郎疑惑を含、同人心底可ニ見届と、伯父勘助首級を携参、申扱可致杯申罵候より、浅次郎儀、終ニ勘助を及ニ殺害候仕儀ニ相成候段、差図および為レ殺候も同様之儀ニ御座候間、差図いたし人を殺させ候もの下手人之御定寄、伯父を為レ殺候儀ニ付、舅伯父伯母兄弟を殺候もの之本罪ニ而、引廻之上獄門程も相当り可申、大戸御関所を除山越いたし候方、重之犯科ニ御座候間、関所難通類山越いたし候もの於ニ其所ニ磔と有レ之御定、并天保五年、曾我丹後守御勘定奉行勤役之節、伺之上御仕置申付候、鷺宮村無宿彦太郎儀、上州鷺宮村啓蔵外六人宅、表入口建寄有レ之候戸を明立入、鉄砲脇差衣類、其外品々盗取、殊右鉄砲を持、碓氷御関所を除山越いたし候仕末、重々不届至極ニ付、塩詰之死骸、御関所近辺ニおゐて磔申付候例をも見合、磔ニ相当、然処年来長脇差等帯、悪事いたし候ものニ付、文

政九^戌年之御書付をも見合、御関所近辺^ニおゐて磔と御仕置付仕、上州大戸村并悪事之村々^江科書捨札為^レ建候積申上候、

但磔御仕置之儀、其場所^江科書捨札為^レ建候^ハ、当然之取計に、御座候得共、右体犯科重畳之もの、悪事之村々^江科書捨札為^レ建候先例^ニ御座候間、本文之通申上候、

これによると、国定村忠次こと忠次郎は嘉永三年（一八五〇）十月に逮捕入牢、同十一月に上州大戸関所近辺で磔獄門に処せられたことになる。

この大戸関所跡（群馬県吾妻郡吾妻町大戸）には黒御影石の大慰霊碑が建っており、全国的に著名な八木節による顕彰碑ではなく、博徒〇〇組による慰霊塔とある。前述の仕置書出をみる限りでは悪代官を懲した狭客からは程遠い存在であるが、大正年間以降の八木節の流行による忠次の人気は〇〇組関係者に大きな影響を与えたものといえる。

三、志賀団七

この音頭もまた全国に伝えられている作品の一つで、「団七踊り」とも称する芸能が各地に残されている。それほど人氣があった理由も考えてみる必要があるのだが、単に姉妹が父親の敵を討ったからというだけではあるまい。

実録小説『奥州仙台白石女敵討』によると、伊達家の臣片

倉小十郎の領地である白石の逆戸村に与太郎という農夫がいた。娘二人と一緒に田の草を取っていると、志賀団七という侍が通りかかり、妹の投げた草が団七に当たってしまう。父親はいろいろ詫びたのだが、切り捨てられる。姉妹は家に逃げが、病中の母は死んでしまう。残された姉妹は、相馬の伯母方に引き取られたが、親を討とうと決心し、江戸の浅草で江戸一番の兵法家は油井正雪と教えられ、正雪にその志のほどをのべる。正雪も感動して、姉妹に宮城野と信夫と名を付け、姉には陣鎌と手裏剣を、妹には薙刀を修行させ、手習や作法なども教え世話をする。こうして五年後、正雪の許しを得た二人は、松田弥五七等を差添として白石に下だり、敵討を願い出る。片倉家から言上によつて、伊達政宗も感じ入り、白石の河原に矢来を組んで敵討を許可する。当日、数多の見物人の中で、団七は装束の下に鎖帷子を着込んでいるのを見付られて面目を失ない、宮城野は陣鎌と手裏剣を、信夫は薙刀で戦い、本懐を遂げることができたというものである。

この話は、同じ実録物の『慶安太平記』にも挿入されている本もあり、山本卓代によれば、『奥州仙台白石女敵討』が先行して成立し、正雪ものは実録の発展過程において『慶安太平記』に吸収されたのではないかと思われる」という（関西大学国文学会『国文学』65（平成元）・所収「絵本敵討孝女伝」）。浄瑠璃の『碁太平記白石噺』（安永九年・一七八〇）はこうした実録物を基にして改編増補されて成立していった

のだが、太田南畝の『半日閑話』巻四には「奥州仙台敵討」を記して、この事件は享保八年（一七二八）四月一日の事であると、日にちまで限定している。それによると、

松平陸奥守殿御家老片倉小十郎方の家老職知行千石田辺志摩、此もの享保二年酉三月五日白石を被通候節、片倉の百姓にて苗字御免矢倉四郎左衛門を右の場所にて切捨に致候。右四郎左衛門に娘兩人有之、姉はおすみ此節酉拾歳、妹おたかと呼同八歳に相成、四郎左衛門一類に清左衛門と申者、右四郎左衛門不慮の断命残念に存候て、右兩人の子引取養育仕、何卒右御家中滝山（本）伝八をたのみ、親の敵を為討本望為遂度とおもひ込、右伝八は劍術の家にて候故、兩人の子供を連、此兩人の子供を奉公に出し、何卒劍術為習度よし相頼故、承知して差置ける処、稽古の度毎に物影より見、姉妹兩人にて扇子杯を以て執行仕候を、伝八不審に被存様子被尋候へば、敵を持つ身なりと答ける。私共父四郎左衛門義、志摩と申者罷通り候節供廻り之行列え不計行当り候を、同人義立腹致、其場へ切捨に成申候。それ故兩人とも申合、其元様へ御奉公に罷越候よし、涙を流し申ける間、伝八承り、扱々やさしき心底と不便に被存、夫より兩人のもの之劍術指南被致候。誠に女の身として斯のごとく実心の心ざし、孝行の道天道に通ひけんや、随分昼夜出精いたし候様に申付、其後は一向不伏、劍術修行相覚候故、奥義を

兩人え免し差遣候所、当三月十五日陸奥守御前え滝本伝八罷出、四郎左衛門不計殺害致、同人姉すみ・妹たか、右志摩敵に無相違始末相分候に付、何卒敵討仕度旨奉願候段、尤年来の始終委敷右陸奥守殿え申上、且亦兩人え兵法の指南為致、早速兄弟の女得と覚、御直に其者共身が前に可罷出旨被仰、兄弟の者孝心の至、能も申立たり、敵討願の通申付間、当四月朔日巳の上刻に相究、此節姉すみは拾六歳、妹たかは十四歳、兩人とも肌着に白帷子にくさりはだき、紫手拭の鉢巻、妹も同様の衣類を着し、姉は長刀、妹は小太刀、則後見には主師の滝本伝八に被仰付、敵志摩も覚悟相極、白練の小袖斗にて式尺三寸の刀、壹尺八寸の脇差にて其場之出、拾間四方に柵を（マ）ふらせ、其内にて勝負、分（外）には足輕五百人不残刀、百五十騎、大目付、二重三重に取巻、一家中不残見物仕候やうにと被仰付、貴賤ともかたづを吞で控し事誠に前代未聞の敵討にて、双方究の日限なれば双方より名乗合、三人共半時半戦ひ候へ共勝負もみえ不申、兩人の兄弟は飛鳥のかげろふのごとく働きける処、名にあふ志摩は身の丈六尺ゆたかの大男、力も人にすぐれ一家中に名高き劍術に達せし者なれば、物の数とも思わず切立しが、姉すかさず付込入、長刀を志摩何としたりけん石につまづき請はづし、高股をかけられ少したゞゆ（よ）ふ処を妹かけより、横合より脇腹へ小太刀差込又引抜、大げさに

うち放せば兄弟悦び首をかき取本望をとげ申候。

という。これは伊達家の牧野太仲というものから四月十九日付で、大和屋長左衛門宛に出された書状によったものだと南敵は記している。ただ、この事件については本島知辰の『月堂見聞集』巻十五（『続日本随筆大成』別巻）にも同様のことを記しているが、敵討の場所は白鳥大明神の社前の宮の町という所だとある。

当然のことだが、この事件について伊達藩関係の『片倉代々記』や『伊達治家記録』には記載はない。『慶安太平記』ではこの事件があったのは寛永十七年（一六四〇）の事だとする。やはり事件の日月は不詳であるというしかなかるう。

天明八年（一七八八）十月二日に、古川古松軒は幕府の巡見使に供奉して白石城下に入るが、この件について『東遊雑記』巻之十二にこう記している。

白石の敵打ちと称す浮世本に記せし百姓与太郎が在所逆土村は、白石城下につづきし村にて、志賀団七に討たれし所は往来の傍にあり、白石川原にて与太郎が娘、志賀団七を討て、父の讐を報ぜしことは、跡方もなき戯説なりと土人いえり。かの団七という者は、元来志賀村の百姓なりしが、後片倉氏に仕えて甚だ軽きものよし。他国にてかの与太郎が娘に討たれしことはしらず。この白石にては敵討ちはなきことなりといえり。

古松軒は案内役の白石家の藩士にわざわざ尋ねた模様だが、

武士の面目にかけても百姓の娘に切られたのが武術師範であったとはいえまいし、それにしても、一万二千石の白石片倉家に、千石取りの武士（『半日閑話』『月堂見聞集』も同じ）がいたとは考えられないのだが。

しかし、白石付近でこの敵討話が全く伝えられていないのかというと、そうでもないらしく、白石市から東方の角田市への道と、東南方の丸森町へ向う道が分岐する所を達平^{たつびら}というが、百姓与太郎が志賀団七に、たつびらこぐ（ひらぐものように）なって謝った場所だから付いた名だという俗説があるのを『白石市史』3の(2)の一〇九頁には記している。記者の風間観静氏は「信ずるに足りない」と一蹴しているが、そのすぐあとに「ただこの字地内に与太郎が一本杉という土壇のように一段と高くなった場所が田の中に残っており、古い宝篋印塔の頭部などが発見されたことがあるから、この付近一帯は大きな寺院地でもあったものか」とも記している。確かに付近には熊野堂とか和尚堂の地名も残っているので、戦国時代には陽善寺という大寺があったのだそうだが、与太郎一本杉の由来については忘れてしまっている。白石の方から宮下・達平・大師堂・宿山・宇当坂・中山とゆるやかな坂を登る丸森街道が通じていることになり、中山の頂上部が稲荷堂とあるので、坂の上には稲荷社があったものであろう。このゆるやかな坂の下（宮の下）で与太郎が平身低頭して謝ったので達平というのも妙な具合だが、俗説の出所が白石噺か

ら逆に出てきたとすれば一興である。

四、白井権八

「平井権八小紫」の外題でも伝わっており、〈平〉と〈白〉の音の類似によることから混同されて伝えられるが、音頭取りにとつては〈白井〉でも〈平井〉でも同じであったようである。福岡・大分・山口・広島・島根・福井と広く伝えられ、福井県大野市から明治以降北海道に入植した人々にとつて、故郷の歌として、浦河郡三石町歌笛で〈越前踊り唄〉と称して歌っている外題でもある。

文化十三年（一一八六）正月に江戸中村座の初春狂言として興行された福森喜宇助の『比翼蝶春曾我菊』に挿入された「其小唄夢 廓」の役人の申し渡しに平井権八の素姓を告げさせている。

因州鳥取の城主荒尾但馬守家来白井権八、当年二十五歳、其方儀、父庄左衛門事、同家中本庄助太夫のために恥辱を受けしを無念に思い、その夜密かに助太夫が宅を襲うて殺害なし、まった伴助七・助八兩人を欺き、卑怯にも誘い出し、返り討ちに致せしのみならず、多くの人々をあやめ、あるいは金銀を掠め取りしその罪状軽からず、依つて引き廻しの上、磔の刑に行なうものなり。とする。この申し渡しに、延宝七年（一六七九）十一月三日の平井権八仕置時の申し渡し状が基になっているようであ

る。

『古事類苑』法律部三十四下編上・磔・幕府時代届申渡抄録〉平井権八御仕置一件の条に、

延宝七年十一月三日、町奉行島田出雲守掛、引廻し之上、於品川磔御仕置相成候科書写、

此平井権八と申もの、宿次の證文をたばかり、おいはぎの本人、其上でぢやうをはづし、かけおち仕候に付、如_レ此おこなふもの也。

平井権八

此もの儀、追はぎの本人、其上宿次の證文謀判、剩手鎖を外、掛落仕候に付、如_レ斯行ふもの也

検使与力

安藤小左衛門

備田作兵衛

双方同心

六人

と、手形偽造・強盜・逃亡罪で市中引廻しの上、品川鈴ヶ森で磔刑に処せられたことになる。

一方、『一話一言』の卷三十八に太田南畝は南町奉行所簿書を抜書しており、平井権八の所断について記している。

一平井権八_{年不詳}此者武州於大宮原小刀売を切殺し金銀取候者、於品川磔。

札文言

此者追はぎの本人、其上宿次之証文たばかり取、剩手鎖をばづし欠落仕に付て如此行ふもの也

とする。延宝七年十一月三日のことである。これからすると強盗殺人罪が適用されたことになろうか。

この『一話一言』でいう強盗殺人人について、内閣文庫所蔵史籍叢刊第44巻所収の『玉滴隠見』巻三十三に「平井権八ト云悪徒小刀売ヲ木曾道中大宮ニテ殺金子奪事」というのがある。

延宝七年十一月六日ニ内藤加兵衛ト窪寺小左衛門右兩人へ銀子十枚充被下之其子細ハ去ル比平井権八ト云徒モノ木曾海道ノ大宮ト云所ノ路頭ニシテ江戸ヨリ上方ニ罷登ル小刀売ヲ白昼ニ切殺シ金子三百両余奪取テ遂電ス此時同類二人アリ其等類共ハ脇道エカ、リ立退申候ニ付道ニ踏迷ヒ沼ニハマリ一足モ引取コトナラスシテ十方ニクレテ在シ所ヲ其辺ノ在所ノ者召捕之権八郎義ハ其難所ヲモ凌キヌケテ若狭ノ小浜ニ所縁ノ者ノ有ケルヲ尋テ罷リタル由其時間へ有シ故則後内藤ト窪寺ヲ被遣候之処ニ召捕小浜ヨリ長途ノ旅ヲ異事ナク召列参候ニ付テ為御褒美右ノ白銀被下之

右権八郎義ハ井上左兵衛殿家来トナリ相共ナフ両輩ハ江戸ニテ町ヤツコノ博弈打共ト云々彼等二人ハ其砌斬罪ニ被仰付権八郎コトハ其随一ノ頭故数日御詮議有テ後二品川ニ於テ被掛磔畢其節権八郎装束等成程結構ニシテ下ニ

ハ白羽二重両面ノヲ着シタリ扱カレカ死骸ヲ二三日有テ何者ヤラン盗之トリタリト云々

とあるのがそれである。

『玉滴隠見』は明智光秀の信長暗殺等からの風聞をも混えて記事にしているので、この権八の一件についても真実の程はしれない。大宮で人を殺して小浜へ逃げたという密告らしいものがあつたらしいこと、幕吏二名が小浜まで出張って召し捕る時に、何の抵抗らしいことも見えないことからすれば、権八は小浜で逮捕されていたのではなからうか。また、品川で処刑される時に白羽二重を着ていること、その死骸が二三日後に盗まれたということ、これらのことからすれば、『玉滴隠見』はすでに権八伝説ともいえる風聞の上に記録されていることになりはしまいか。

芝居で名高い鈴ヶ森での権八と幡随院長兵衛との出会いの場面が形成されていく過程には、権八伝説ともいうべき風聞をもとにして、安永八年（一七七九）正月に江戸森田座で興行された初代河竹新七の『江戸名所縁ゆかりのそが曾我』を経て、天明八年（一七八八）二月の中村座での初代桜田治助の『契情吾妻鑑』での趣向が取入れられ、さらに同じ治助の享和三年（一八〇三）の『幡随院長兵衛精進しょうじんまいた組板』で完成したといえる。権八の刑死から百年目に『江戸名所縁曾我』が成作されたのだが、追善興行といわれないまでも、権八小紫の風聞が庶民に伝えられたことによる。

前述の罪状からすると、悪党がしだいに人々の心の中で昇華されていき、免罪符を得てしまうようになったのは、こうした芝居の中から芽が出できたものと考えられるが、風聞が定着していくまでには百年位が丁度なのであろうか。愛知県磐田市の瑞雲山見性寺（妙心寺派）に日本左衛門の墓があり、尾張藩の足輕の子であったが強盗を働き見付宿で獄門となつたのは二十九歳であるとしている。

また、千葉県木更津市の光明寺に与三郎の墓、撰択寺にはこうもり安の墓がある。共に実在した人物となっている。その実否はともかくとしても、これも庶民の中に潜在する判官びいきに通じるものからできてきたものと思われるが、彼等は決して勇者ではなかったのであって、悪党の一人であったことに変わりはないのである。